

調達要求番号：08-1-2502-1616-1007-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	_____	仕様書番号	ZDP-R-K6022
名称	輸入 航空機部品 (部品算定) LAMP 外 (個別仕様書)	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	R 8. 4. 3
		改正年月日	
		航空補給処航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、輸入 航空機部品 (部品算定) LAMP 外の調達について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものを除き、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 仕様書

ZDP-R-X0006 航空機用輸入部品 (サープラスニュー) 調達共通仕様書

M12S-G-00017 海自ロジスティクス基盤システム用基礎データ作成共通仕様書

2) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則 (防衛庁訓令第115号 平成18年12月28日)

海上自衛隊経理執務要領について (通知) (海幕経第143号。令和8年3月27日)

b) 関連文書

海上自衛隊経理事務取扱規則 (令和8年 海上自衛隊達第33号)

2 製品に関する要求

2.1 要求事項

この仕様書に規定する事項のほかは、ZDP-R-X0006による。

2.2 数量及び納入場所等

数量及び納入場所等は、付表1のとおり。

2.3 製品の表示

ZDP-R-X0006の2.4は、次のとおり読み替えるものとする。

“製品の表示は、M12S-G-00017の4.4によるものとし、容易に消えない

方法で明瞭に表示する。ただし、小型部品で表示が困難である場合は、個装ごとにM12S-G-00017の付表8で示す包装の表示に表示するものとする。”

注記 ZDP-R-X0006の2.4に規定されるストックタグは作成しないものとする。

2.4 包装の表示

ZDP-R-X0006の4.3は、次のとおり読み替えるものとする。

“包装の表示は、M12S-G-00017の4.5によるものとするほか、期限管理基準日欄には、契約不適合修補の請求期間を記載する。”

2.5 装備品QRコードの作成

M12S-G-00017の4.4に規定されている装備品QRコードの刻印又は貼付の開始時期は官側の指示によるものとする。

2.6 その他

この部品の製造者コード及び製造者名については付表2のとおり。

3 納入条件

ZDP-R-X0006の4.1は、次のとおり読み替えるものとする。

“納入する製品は、完成検査の日からさかのぼって1年以内に当該輸出国において所要の検査が行われたものとする。保管期限が指示された品目を納入する場合は、保管期限の残余日数が2分の1以上あるものとする。その場合、M12S-G-00017の包装の表示に保管期限（60か月等）を記入する。”

4 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

5 提出書類

提出書類は、海上自衛隊経理執務要領について（通知）及び防衛省所管物品管理取扱規則によるほか、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	検査成績書	1	完成検査時	検査官	様式適宜
2	検査等申請書	3	完成検査時	検査官	海上自衛隊経理執務要領 (別紙様式第29)
3	納品書	6	部品納入時	分任物品管理官	防衛庁訓令第115号 別記様式第38

附表2—製造者

番号	製造者コード	製造者名
1	96906	MILITARY STANDARDS PROMULGATED